

コーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の透明性を高めること、企業構造の変革を継続して効率的な経営体制を構築すること、安定した利益を創出して企業価値を高めること、および株主をはじめとするステークホルダーに貢献することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

この基本方針の下、当社各事業会社は、当社グループとしての一体性を維持しつつ明確な資産管理と損益責任のもとで機動的な経営を進め、顧客に満足される製品・サービスを提供してグループ全体の企業価値の最大化を図っています。

企業統治体制の概要および当該体制の採用理由

当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社制度を採用して業務執行の監督を行っています。また、社外取締役の選任により、経営の客観性・透明性ととも意思決定の妥当性を確保していること、監査役が他の企業の経営者や財務会計に関する知見を有する者等により構成されており、各々の専門知識や経験等を活かして当社の経営に対して助言、チェックをいただいていることなどから、現状の体制によって経営に対する監督が有効に機能しているものと判断しています。

取締役・取締役会

取締役会は、代表取締役会長宮川尚久氏を議長とし、毎月1回の定時に加え、必要に応じて臨時に開催し、監督機関として、当社グループ全体の業務執行に関し監督を行っています。2021年6月29日現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。

指名・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、任意に指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は、取締役会から、取締役および監査役の候補者、代表取締役および役付取締役の選定および解職ならびに取締役の報酬に関する事項について諮問を受け、審議を行って必要に応じて答申しています。同委員会の構成は次のとおりであり、2020年9月から2021年5月にかけて、計5回開催しました。

- 委員長：社外取締役 手島達也
- 委員：社外取締役 迎 陽一
- 委員：社外取締役 西野和美
- 委員：代表取締役会長 宮川尚久
- 委員：代表取締役社長 中戸川稔（2021年6月29日から）

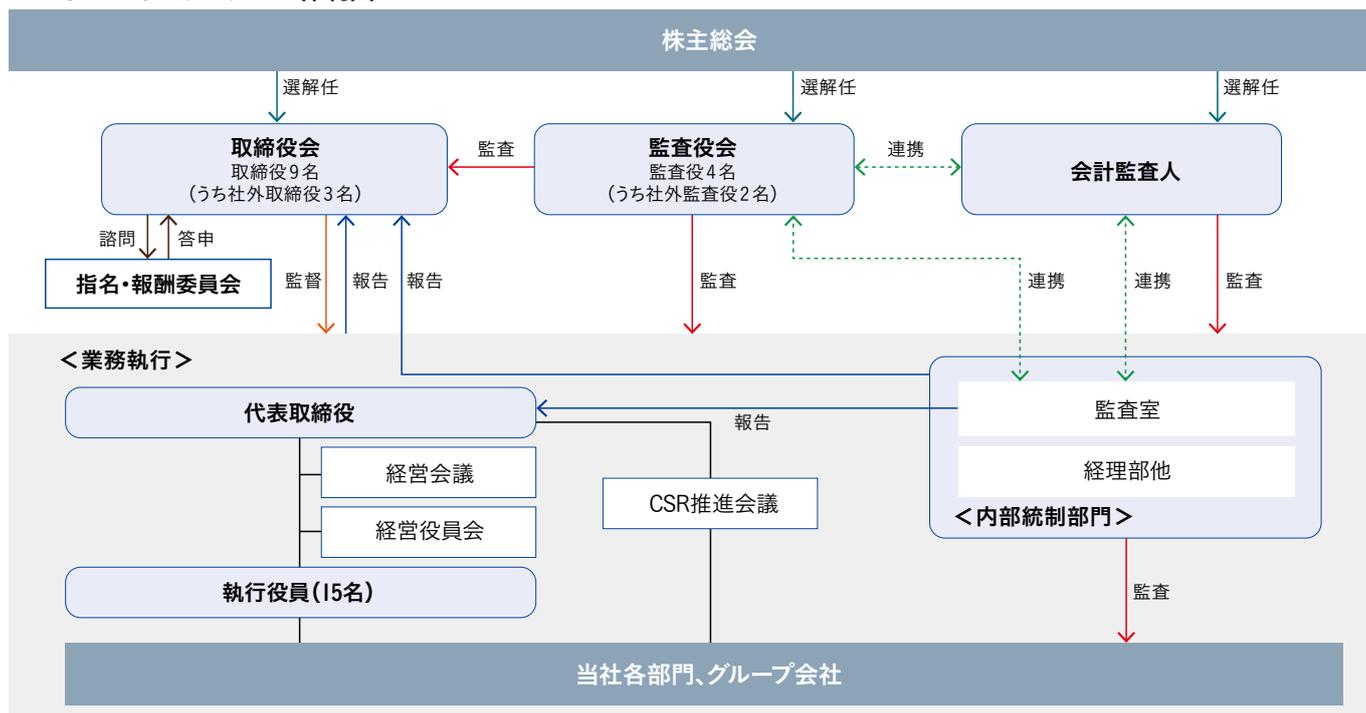
執行役員制度

経営の監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会において決定された経営計画のもとに業務を執行し、取締役会、経営役員会において適宜執行状況を報告しています。2021年6月29日現在の執行役員は15名（うち取締役兼任3名）です。

経営会議・経営役員会

経営会議は、当社の社内取締役全員から構成され、代表取締役社長中戸川稔氏を議長とし、当社グループの経営の基本方針、戦略立案および重要事項についての決定を行っています。また、社内監査役は、経営会議に出席し、意見を述べることができます。経営会議に付された重要事項のうち、金額および内容について経営上重要な事項は、取締役会にも付議され決定されています。当社グループ各社の重要事項についても、各社の機関決定を経た後、当社の取締役会等に付議されています。

コーポレート・ガバナンス体制図



経営役員会は、当社の社内取締役および社内監査役、執行役員、本部長、本部に属さない部または室の部長および室長(秘書室長を除きます。)ならびに中核事業会社社長から構成され、代表取締役社長中戸川稔氏を議長とし、毎月開催しています。経営役員会では、当社および中核事業会社の業務執行の報告とそれに対する検討、指示等を行っています。

監査役・監査役会

監査役会は、2021年6月29日現在で、常勤監査役岩田穂氏を議長とし、4名(常勤監査役2名、社外監査役2名)により構成されており、適時開催し、監査の方針、業務の決定および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定などを行っています。当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の選任の効力は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしています。また、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとしています。

内部監査、会計監査人および監査役監査の状況

当社の内部監査機関として監査室を設置し、5名の人員で当社グループの経営活動全般にわたる管理の状況および業務執行に関する監査を実施しています。監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会、経営会議、経営役員会等の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、また事業所、子会社を調査し、取締役等の職務執行を監査しています。当社は、会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任しています。同監査法人および当社監査に従事した同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。監査役は、監査方針の中で会計監査人と連携を密にすることとしています。期初に、会計監査人から年間監査計画の説明を受けたうえで監査役の監査計画を作成しており、また年度決算に関して会計監査人から監査結果の説明を受けるほか、随時報告を求めるとしています。また、内部監査部門である監査室から内部監査結果の報告を受けるなど、監査室とも連携を密にしています。監査室と会計監査人においても随時意見、情報の交換を行うこととしています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役および監査役を対象としたアンケートとともに、社外役員による意見交換を実施し、その結果を取締役会において報告するとともに、現状分析と今後の取組みについて議論を行っています。

取締役会において、2020年度に実施した取締役会に関するアンケートの回答内容を分析・評価し、以下の3点について確認しました。

- (1) 評価の平均値が前年度に比べ改善しており、評価が上昇した項目も多数あることから、全体としては改善傾向にある。
- (2) 前年度に、改善に取り組むべき課題とした項目のうち一部を除いては、改善への取組みを行った結果、これを評価する意見や評価の上昇が見られた。

(3) 社外役員による工場視察等については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、継続課題とする。

また、更なる改善を図るため、以下の5項目の課題への取組みが必要であると認識しました。

- (1) 説明資料については、電子データ化を踏まえた視覚的な観点も考慮し、簡潔・明瞭な記載内容とすることで、取締役会の効率的な運営に資するよう努める。
- (2) 社外役員の当社グループ業績等に対するよりの確かな分析・評価をサポートするため、関連する業界動向等の定期的な情報提供を充実させる。
- (3) 担当取締役から議案説明の際に、当該案件の経営会議における意見等の補足説明を充実させることで、議論の更なる活性化を目指す。
- (4) 取締役会以外に、代表取締役および社外役員による経営懇談会で意見交換を行うなどして、経営上の課題について、より一層の認識の共有・深化を図る。
- (5) 社外役員を対象とした工場視察、グループ会社の現況説明および取締役会での製品開発の進捗状況報告等を実施し、グループ各社の事業に関する情報共有を更に拡充させる。

上記項目への取組みに加え、タイムリーな情報提供により、取締役会における議論の質的充実を図り、取締役会の更なる実効性向上に努めていきます。

社外取締役・社外監査役の独立性

当社は、社外取締役または社外監査役として、多様な分野における豊富な経験、専門知識および客観的な視点を有する方を選任しており、当社経営の意思決定の妥当性ならびに当社経営に対する監督および監査の有効性を確保しています。2021年6月29日現在の当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名です。

また、当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役。候補者を含みます。)の独立性に関する基準として、以下の事項に該当しないことと定めており、当該基準を満たしている社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出しています。2021年6月29日現在の当社の独立役員は4名です。

〈社外役員の独立性基準〉

- (1) 当社グループの業務執行取締役および従業員
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者(当社グループに対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先(当社グループが製品またはサービスを提供している者であって、その取引額が当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%超に相当する金額となる取引先)またはその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な借入先(その借入額が当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%超に相当する金額である借入先)である金融機関の業務執行者

- (5) 当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- (6) 当社の10%以上の議決権を保有する株主(法人の場合には、その業務執行取締役、執行役および従業員)
- (7) 上記(1)から(6)に過去3年以内に該当していた者
- (8) 上記(1)から(7)に該当する者の二親等内の親族

取締役・監査役の報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

- ・ 取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして健全に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬(以下「個人別報酬」という。)の額の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、取締役加算、代表取締役加算および株式取得型報酬により構成し、監督機能等を担う社外取締役については、その職務に鑑み、一定額の基本報酬のみとし、取締役に対しては、全て金銭報酬として毎月支給する。

(2) 個人別報酬の決定方針

- ・ 個人別報酬の額は、役位、職責、他社動向および従業員の給与水準を考慮した取締役報酬基準に従い、業績等も踏まえ決定する。
- ・ 業務執行取締役の基本報酬は、業績連動報酬と位置づけ、取締役加算、代表取締役加算および株式取得型報酬は、固定報酬と位置づける。
- ・ 株式取得型報酬については、中長期的なインセンティブ付与策として、役員持株会への拠出を義務づける。

(3) 業績連動報酬の算定方法等の決定方針

- ・ 業務執行取締役の基本報酬については、短期の業績に連動させ、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の対外公表値を指標として使用する。
- ・ 業務執行取締役の基本報酬の額は、当該指標の実績値にに応じて、上下10%を上限に変動することを原則とする。

(4) 個人別報酬における種類別の支給割合の決定方針

- ・ 業務執行取締役の報酬については、業績連動報酬である基本報酬が80%程度を占め、それ以外は固定報酬とする。
- ・ 株式取得型報酬は、業務執行取締役の報酬のうち10%~15%程度とする。

(5) 個人別報酬の内容の決定方法に関する事項

- ・ 個人別報酬については、上記(1)~(4)の方針に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会において審議する。

- ・ 個人別報酬の具体的な内容については、全体の業績等を統括し掌握する立場にある代表取締役社長が、取締役会決議に基づき一任を受け、指名・報酬委員会の審議内容を踏まえて決定する。

また、当社監査役の報酬については、監査役間の協議で決定しています。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	110	110	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	—	2
社外取締役	28	28	—	—	3
社外監査役	16	16	—	—	2
合計	171	171	—	—	13

(注) 1. 当社は、2007年6月28日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しています。

2. 固定報酬には、当社の子会社4社の役員を兼務した当社取締役3名に対し、当該子会社から支払われた報酬等の総額41百万円は含めていません。また、当社の子会社6社の役員を兼務した当社監査役2名に対し、当該子会社から支払われた報酬等の総額21百万円は含めていません。

3. 業績連動報酬に係る業績指標は、連結営業利益の対外公表値としていますが、2020年度の業績に基づき2021年度の報酬から実施することとしており、当事業年度においては導入初年度のため、取締役報酬方針のうち、(3)業績連動報酬の算定方法等の決定方針は適用しないこととしています。そのため、業績連動報酬に関する実績はありません。

政策保有株式

当社グループは、事業上重要な取引先との良好な取引関係の維持・強化により、中長期的な企業価値の向上に資することを目的に政策保有株式を保有しています。

政策保有株式については、毎年、取締役会において個別の銘柄ごとに、その保有目的、保有に伴う便益やリスク等を定性面と定量面から総合的に勘案のうえ、その保有継続の適否を検証しています。そして、検証の結果、保有の意義が認められないと判断したものについては、適宜売却を進めることとしています。